

## 京都大学総務部事務改革推進室要項

(平成16年11月1日総長裁定制定)

- 第1 本学における事務改革に係る事務を円滑に処理するため、総務部に事務改革推進室(以下「推進室」という。)を置く。
- 第2 推進室においては、次の事務をつかさどる。
- (1) 事務合理化、効率化に係る連絡調整に関すること。
  - (2) 事務組織の改革及び事務職員の再配置に係る企画立案及び連絡調整に関すること。
- 第3 推進室に室長、室長補佐及び室員を置く。
- 2 室長は、総務部総務課長をもって充てる。
  - 3 室長は、上司の命を受け、推進室の室務を総括する。
  - 4 室長補佐は、総務部総務課課長補佐(法規主査)をもって充てる。
  - 5 室長補佐は、室長の職務を助け、推進室の室務を整理する。
  - 6 室員は、総務部総務課の職員をもって充てる。
  - 7 室員は、室長の命を受け、推進室の室務に従事する。
- 第4 この要項に定めるもののほか、推進室の組織に関し必要な事項は、室長が定める。

### 附 則

この要項は、平成16年11月1日から実施する。